

季節労働者 対象

無料講習

(11月～12月)

のご案内



【技能講習】※受講資格はいずれかに1つに該当すること

車両系建設機械(整地等)14 時間 ① 11/10(木)～11(金) ② 11/25(金)～26(土) ③ 12/8(木)～9(金) ④ 12/23(金)～24(土) ◎大特を有する方 ◎不整地運搬車運転技能講習修了の方 ◎大型・中型・準中型・普通のいずれかを有し、小型車両系(整地等)等の特別教育を受け、実務経験が3か月以上の方	車両系建設機械(解体用)5 時間 12/17(土) ◎車両系建設機械(整地等)運転技能講習修了の方
高所作業車 12/2(金)～3(土) ◎大型・中型・準中型・普通・大特のいずれかを有する方 ◎フォークリフト・ショベルローダー・不整地運搬車・車両系建設機械(整地等・解体用)のいずれかの運転技能講習修了の方 ◎建設機械施工技術検定合格の方	フォークリフト 11 時間 ① 11/14(月)～15(火) ② 12/12(月)～13(火) ◎大特を有する方 ◎大型・中型・準中型・普通・大特(限定)のいずれかを有し、フォークリフト特別教育を受け、フォークリフト運転経験が3か月以上の方
小型移動式クレーン (玉掛けとセット受講可能) ① 11/7(月)～9(水) ② 12/5(月)～7(水) ◎受講資格 特になし	フォークリフト 31 時間 ① 11/21(月)～24(木) ② 12/19(月)～22(木) ◎大型・中型・普通・準中型・大特(限定)のいずれかを有する方
玉掛け (小型移動式クレーンとセット受講可能) ① 11/14(月)～16(水) ② 11/28(月)～30(水) ③ 12/14(水)～16(金) ◎受講資格 特になし	

【安全衛生教育】

刈払い機取扱作業者 ① 11/16(水) ② 12/10(土) ◎受講資格 特になし	●一部経費(写真代・交通費・食事代等)は自己負担です。 ●おひとり様、単年度1講習とさせていただきます。 ●定員により、受講希望に沿えない場合があります。 ●一部講習は、申込みが規定人数に達しなかった場合、開講しない場合があります。 ●お申込み後、協議会の定める事由以外による受講者都合(私用・勤務等)のキャンセル・欠席はできません。 ●無料講習を受講された方は、通年雇用支援セミナーにご参加いただきます。
--	--

対象 北見市・訓子府町・置戸町に住民登録されている下記のいずれかの方

- 雇用保険の『短期雇用特例被保険者』として雇用されている方
 - 離職者で、直前の離職に係る雇用保険の被保険者種類が『短期雇用特例被保険者』であった方
 - 離職者で、直前の離職に係る雇用保険の被保険者種類が一般被保険者であったが、その離職に係る雇用保険の受給資格を有しない方であり、かつ、前々職に係る雇用保険の被保険者種類が『短期雇用特例被保険者』であった方
- ※ ②、③は令和3年4月1日以前に離職した方を除く

お申込み
お問い合わせ

北見地域季節労働者通年雇用促進協議会

Tel/Fax 0157-25-1248 平日 8:45～17:30(土日祝、12/29～1/3を除く)

〒090-0040 北見市大通西2丁目1番地 まちきた大通ビル 5階 <https://kitami-tunenkyo.jp/>